

債券内容説明書
平成27年5月19日現在

第76・77・78回
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 76・77・78 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 26 年 9 月 30 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされています。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時において解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

目 次

証券情報の部

第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）	5
3. 新規発行債券（10年債）	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	10
5. 新規発行債券（15年債）	11
6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（15年債）	15
7. 本債券の発行により調達する資金の使途	15

第2 参照情報

1. 参照書類	16
2. 参照書類の補完情報	16
3. 参照書類を縦覧に供している場所	35

第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）

銘柄	第76回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金15,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金15,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成27年5月19日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年0.116パーセント	払込期日	平成27年5月28日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成31年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成27年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成31年6月20日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、当機構は R&I から AA の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・默示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。</p> <p>利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まると R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>R&I: 電話番号 03-3276-3511</p> <p>(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）</p> <p>本債券について、当機構はムーディーズから A1 の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によつても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、默示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (http://www.moodys.co.jp/) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100</p>
----	--

摘要	<p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機関及び募集の受託会社との間の平成27年5月19日付第76回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機関は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機関が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機関が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機関以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機関が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機関が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機関の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機関又は当機関が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機関が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示</p> <p>当機関は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本要項の変更</p> <p>(1) 当機関は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機関はその内容を公告する。ただし、当機関と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機関又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p>
----	--

摘要	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
----	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 5,400	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,700	2. 本債券の引受手数料は、総額3,000万円とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,700	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,200	
計			15,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第 77 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金 13,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 13,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 27 年 5 月 19 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.495 パーセント	払込期日	平成 27 年 5 月 28 日
利 払 日	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成 37 年 5 月 28 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 27 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 債還期日後は、利息をつけない。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 37 年 5 月 28 日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、当機構は R&I から AA の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。</p> <p>利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まると R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>R&I: 電話番号 03-3276-3511</p> <p>(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）</p> <p>本債券について、当機構はムーディーズから A1 の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によつても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (http://www.moodys.co.jp/) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100</p>
----	--

摘要	<p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機関及び募集の受託会社との間の平成27年5月19日付第77回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機関は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機関が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機関が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機関以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機関が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機関が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機関の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機関又は当機関が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機関が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示</p> <p>当機関は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本要項の変更</p> <p>(1) 当機関は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機関はその内容を公告する。ただし、当機関と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機関又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p>
----	---

摘要	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
----	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,700	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,200	2. 本債券の引受手数料は、総額3,900万円とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,200	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,900	
計			13,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 新規発行債券（15年債）

銘柄	第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金9,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金9,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成27年5月19日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利税率	年0.801パーセント	払込期日	平成27年5月28日
利払日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成42年5月28日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成42年5月28日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、当機構は R&I から AA の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。</p> <p>利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まると R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>R&I: 電話番号 03-3276-3511</p> <p>(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）</p> <p>本債券について、当機構はムーディーズから A1 の信用格付を平成 27 年 5 月 19 日付で取得している。</p> <p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によつても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (http://www.moodys.co.jp/) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100</p>
----	--

摘要	<p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機関及び募集の受託会社との間の平成27年5月19日付第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機関は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機関が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機関が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機関以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機関が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機関が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機関の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機関又は当機関が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手續が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機関が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示</p> <p>当機関は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本要項の変更</p> <p>(1) 当機関は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機関はその内容を公告する。ただし、当機関と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機関又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p>
----	---

摘要	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
----	--

6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（15年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 3,300	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,200	2. 本債券の引受手数料は、総額3,150万円とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,200	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,300	
計			9,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

7. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
37,000,000,000円	115,121,142円	36,884,878,858円

(注) 上記金額は、第76回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第77回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額36,884,878,858円は、平成27年5月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号までの業務及びこれらに附帯する業務を行うために必要な資金の一部に充当する予定です。

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）をご参照下さい。

2. 参照書類の補完情報

(I) 「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日（平成27年5月19日）までの間において、以下の通り変更事項が生じております（変更箇所は下線で示しております。）。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日（平成27年5月19日）現在においてもその判断に変更はありません。

(1) 国等の政策または関与に伴うリスク

独立行政法人は、公共上の見地から法律に基づいて設置された法人であり、国等の政策によって、独立行政法人制度そのもの、あるいは当機構の事業・組織に影響を受ける可能性のある主な事項として以下のものがあります。

- ・「独立行政法人の抜本的な見直し」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

詳しくは、「第1. 法人の概況 9. 行政改革関連事項について ⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、⑦「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、⑧「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）、⑩「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）及び⑪「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をご参照下さい。

また、当機構は、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることを目的として設立された独立行政法人です。そのため、整備新幹線の整備や国土交通大臣の評価など、国等による政策決定や当機構に対する関与により、当機構の事業や組織が影響を受けることがあります。

(II) その他

上記「(I) 「事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）につき、本説明書証券情報の部作成日（平成27年5月19日）までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております。）。

目次

注3：当機構の事業年度は、通則法第36条により毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされておりますが、同条第2項により最初の年度は当該規定にかかわらず、その成立した日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。

第1 法人の概況

2. 沿革

年 月	事 項
	運輸施設整備事業団 日本鉄道建設公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
昭和34年 6月	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月	国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月	日本鉄道建設公団設立
昭和41年 12月	特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和45年 5月	日本鉄道建設公団に、新幹線鉄道の建設業務追加
同年 7月	本州四国連絡橋公団の設立に伴い、本四淡路線及び本四備讃線の調査業務移管
昭和47年 6月	日本鉄道建設公団に、民鉄線の建設及び大改良業務を追加
昭和53年 12月	特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和57年 11月	上越新幹線（大宮・新潟間）開業
昭和62年 4月	国鉄改革に伴い、国鉄分割民営化（JRグループ設立） 日本国有鉄道清算事業団設立
同年 9月	新幹線鉄道保有機構設立
昭和63年 3月	新幹線鉄道の建設事業を日本鉄道建設公団が承継
平成元年 7月	津軽海峡線（青函トンネル）開業
平成3年 10月	特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成9年 10月	新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成10年 10月	鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立 北陸新幹線（高崎・長野間）開業
平成13年 3月	解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継
同年 12月	国鉄清算事業本部を設置
平成14年 12月	解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、運輸施設整備事業団が承継
平成15年 10月	特殊法人等整理合理化計画により、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、独立行政法人となることが閣議決定
平成16年 3月	東北新幹線（盛岡・八戸間）開業
平成22年 12月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）設立
平成23年 3月	九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）開業
平成27年 3月	東北新幹線（八戸・新青森間）開業 九州新幹線（博多・新八代間）開業 北陸新幹線（長野・金沢間）開業

3. 事業の内容

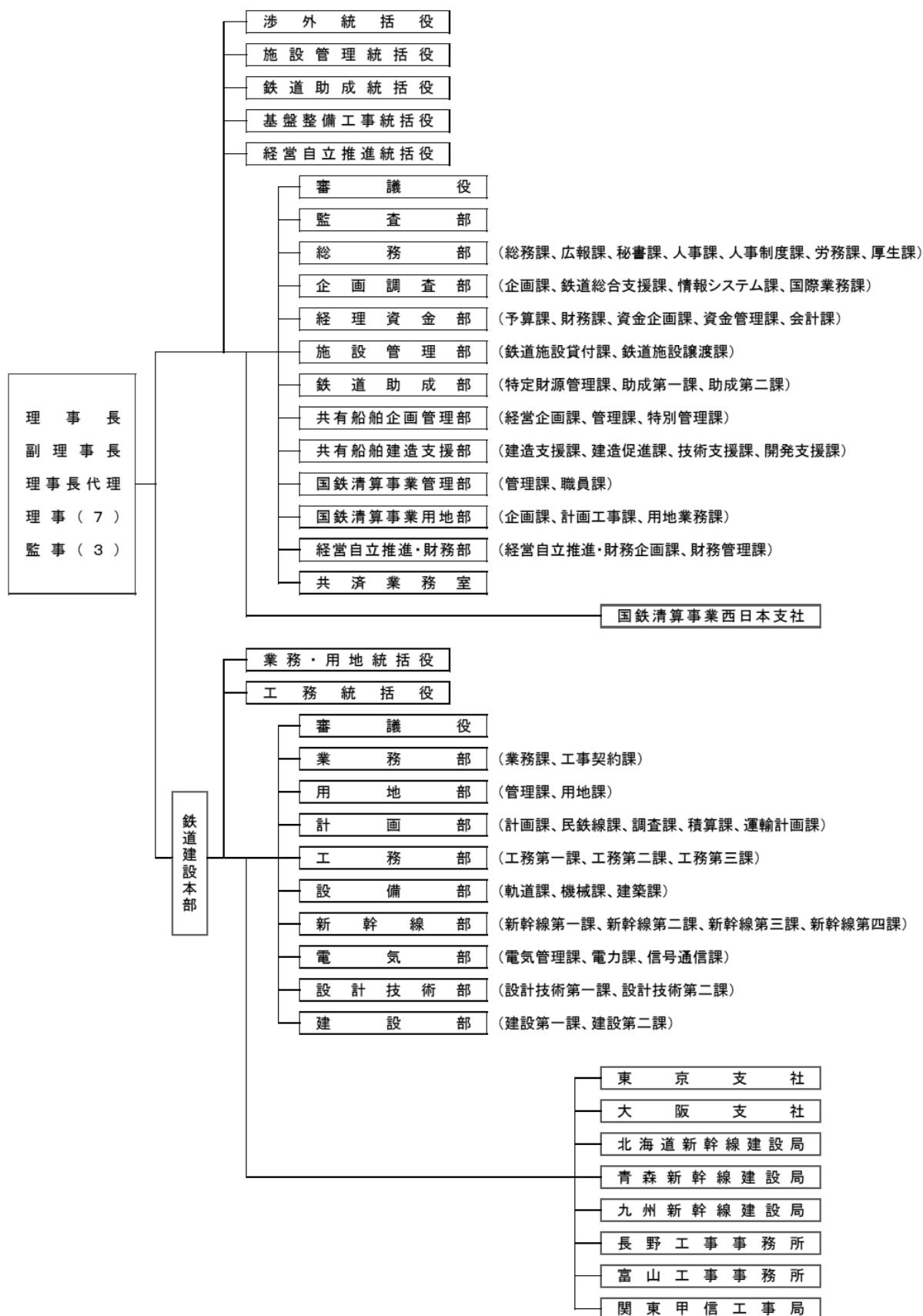
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は 1,158 億 2,954 万 3,747 円 (平成 27 年 3 月 31 日現在) であり、全額が政府出資金です。各勘定の構成は以下の通りです。

(内訳)

	(単位 : 百万円)
建設勘定	51,968
海事勘定	63,767
基礎的研究等勘定	-
助成勘定	94
特例業務勘定	-
資本合計	<u>115,829</u>

(3) 組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



(4) 日本政府との関係について

②役員について

当機構の理事長については通則法第 20 条第 1 項により、監事については同条第 2 項により国土交通大臣が任命し、理事については同条第 4 項により理事長が任命しております。なお、通則法第 23 条により、国土交通大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員を解任することができるときとされております。

③業務運営について

(イ) 中期目標

通則法第 29 条により、国土交通大臣は、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様です。当機構の現行の中期目標は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間について定められております。

(ウ) 中期計画

通則法第 30 条により、当機構は、前述の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けることとなっており、これを変更しようとするときも同様です。

(エ) 年度計画

通則法第 31 条により、当機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様です。

(オ) 評価等

- ・通則法第 32 条により、当機構は、毎事業年度の終了後、各事業年度における業務の実績について、国土交通大臣の評価（以下「年度評価」という。）を受けなければならないとされております。

年度評価を受けるにあたっては、当機構は、各事業年度の終了後 3 月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、国土交通大臣は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に対し、評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができます。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

- ・通則法第 32 条により、当機構は、中期目標期間の最終年度に、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績について評価（以下「見込み評価」という。）を受けなければならないとされております。この見込み評価を受けるにあたっては、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度の終了後 3 月以内に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は見込み評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができます。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

- ・通則法第 35 条により、国土交通大臣は、見込み評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとするとされております。また国土交通大臣は、検討の結果及び講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならぬとされ、委員会は、通知された事項について必要があると認めるときは、国土交通大臣に意見を述べなければならぬとされております。さらに、委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告することができるとされております。

(5) 財務及び会計について

①財務諸表

当機構は、通則法第38条第1項により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他国土交通省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

③長期借入金及び債券

機構法第19条第1項により、当機構は国土交通大臣の認可を受けて、長期借入をし、または、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を発行することができるとされております。

上記により、当機構の業務は、国土交通大臣、委員会等による評価によって、当該業務の内容及び継続性等に影響を受ける可能性があります。

(6) 独立行政法人通則法の一部改正の動向について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が、平成26年4月15日に閣議決定され、国会の審議を経て、同年6月13日に公布、平成27年4月1日に施行されました。

(7) 当機構の業務内容について

①鉄道建設業務

(i) 都市鉄道利便増進事業

平成17年8月に都市鉄道等利便増進法が施行となり、当機構は整備主体と成り得る立場から、都市鉄道等の利便性向上に資する事業について、整備効果、事業採算性等の検討を行いました。現在、都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業）として、神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）の整備を進めています。この事業については、国と地方公共団体が総事業費の3分の1ずつを補助し、残りの3分の1を当機構が資金調達して施設の整備を行います。

(ii) 相鉄・東急直通線

相鉄・東急直通線は、東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東京急行電鉄東横線・目黒線日吉駅までの約10.0kmにおける連絡線の整備を行うものであり、平成18年6月に整備構想及び営業構想が認定され、平成19年4月に速達性向上計画の認定を相模鉄道及び東京急行電鉄と連名で受けて事業に着手しています。その後、平成24年10月に工事施行の認可を受けて、工事を進めています。

なお、相鉄・JR直通線の速達性向上計画変更認定の手続きを契機に、相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の両事業を一体的に進めていくことが、正確な事業評価や事業の効率的執行において、より適切であることから、両事業を一体化すべく、平成26年3月に速達性向上計画の変更申請を行い、同年同月に認定を受けました。

<資金の内訳>

国（補助金）	地方公共団体（補助金）	整備主体（借入金等）
1／3	1／3	1／3

(g) 受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの要請に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに関西国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄南北線等合計30件（14線、2箇所）の建設工事と鉄道事業者・地方公共団体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務を実施しており、当機構の鉄道建設

に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネジメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされています。平成26年度の受託工事は、山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線の建設、つくばエクスプレス線車両基地入出庫線複線化工事、三陸鉄道復旧工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行いました。また、計画段階の建設計画等の調査業務として、平成26年度は、小田急多摩線延伸線等の調査を実施しました。

このように当機構が技術面での支援機関として調査等も含めて委託されている状況は、各鉄道事業者が建設に係る事業よりもむしろ施設の維持管理に係る事業が主体となっていること、さらには、新線建設期間中に必要となる建設技術者を新たに確保するよりも、現在、全国をカバーする唯一の公的鉄道技術集団として、高度な技術力を有する当機構を活用する方が経済的であると考えているためだと思慮されます。なお、建設工事の財源は、全額委託者からの資金を充当し、完成後は鉄道施設を引き渡すこととなっています。

<受託工事（平成26年度）の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
山梨リニア実験線	東海旅客鉄道株式会社 (財)鉄道総合技術研究所	用地買収及び新線建設等	
仙台市高速鉄道東西線	仙台市	新線建設	
つくばエクスプレス線車両基地入出庫線複線化工事	首都圏新都市鉄道株式会社	車両基地入出庫線複線化工事	
三陸鉄道復旧工事	三陸鉄道株式会社	北リアス線・南リアス線復旧工事	
えちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事	えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線、三国芦原線及び入出庫線の仮線及び計画線工事	

<受託調査（平成26年度）の主な実績>

受託件名	委託者	受託内容	備考
小田急多摩線延伸線調査	小田急多摩線延伸検討会	鉄道整備に係る基礎調査	
えちぜん鉄道福井駅付近連続立体交差事業に関する調査	えちぜん鉄道株式会社	高架化に伴う仮線及び計画線の調査・設計等	

⑥鉄道助成業務

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

- 既設新幹線譲渡収入を財源として、新幹線鉄道の輸送力増強に関する大改良事業を行う鉄道事業者のために、日本政策投資銀行を介して低利資金の融通を行いました（なお、当該事項に係る業務につきましては平成7年度までであり、その後新規貸付けは行っておりません。）。

当該事項に係る貸付金残高は、平成27年4月1日現在2百万円です。

- 同様に既設新幹線譲渡収入を財源として、主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・大改良に関する事業について、東京地下鉄株式会社（旧帝都高速度交通営団。以下「東京メトロ」という。）及び旧公団（建設勘定）に対し、無利子貸付を行いました（なお、当該事項に係る業務につきましては平成19年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）。

東京メトロ向け貸付金は平成26年3月末をもって完済、旧公団（建設勘定）向け貸付金残高は平成27年4月1

日現在215,610百万円です（旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。）。

(略)

4. 新幹線建設について

(1) 整備新幹線建設計画について

(略)

その後、平成22年12月には東北新幹線（八戸・新青森間）、平成23年3月には九州新幹線（博多・新八代間）、平成27年3月には北陸新幹線（長野・金沢間）が開業しました。

(略)

5. 民鉄線事業について

(1) 民鉄線事業の仕組みについて

当機構の民鉄線事業は、大都市圏における通勤・通学輸送需要の増大に対応し、輸送力の増強及び混雑の緩和を図るため、民鉄線の建設及び大改良を目的として、昭和47年度にスタートしたものであり、平成26年9月末までに30線、210.0kmを譲渡しています。具体的には、既設線の複々線又は複線化工事、地下鉄及び地下鉄への直通都心乗入線工事、ニュータウン新線建設工事であって、大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であるものを対象としています。

民鉄線事業のための建設資金は、当機構が財政融資資金、債券発行及び民間借入金で長期かつ低利で調達し、建設費の低減を図り、鉄道事業者、ひいては鉄道を利用する国民の負担を軽減しています。

民鉄線事業に要する資金調達コストは、最終的に全て鉄道事業者から長期分割方式（譲渡後25年間の元利均等半年賦償還方式）で回収することとしています。

なお、民鉄線事業者に対する譲渡価額に係る対価の軽減を図るため、当機構が調達した借入金及び債券の支払利子について、国的一般会計から補給金を受け入れる制度があります。この補給金については、各年度の調達資金に対し、当該年度の予算で定める利率を超える場合には、その2分の1を会社単位にて補給されることとなっています。

(2) 民鉄線事業に関する償還条件の変更等について

⑤埼玉高速鉄道線の償還について

埼玉高速鉄道線（鳩ヶ谷・浦和美園間）は、埼玉県東部の交通不便地域の解消及び都心部への速達性向上を図る路線として建設され、平成13年3月に開業しました。開業以来徐々に輸送実績は伸びているものの、経済状況の悪化等により埼玉高速鉄道株式会社は厳しい経営を余儀なくされました。

このため、関係地方公共団体（埼玉県、川口市、鳩ヶ谷市（現在は川口市に編入合併）及びさいたま市）は、平成15年度から平成21年度までの「経営健全化支援計画」に基づく同社への財政支援に続き「経営改革プラン」を策定して、平成22年度から10年間にわたり継続支援（約347億円規模の出資及び約420億円規模の貸付）を行うこととともに、国に対し当機構への償還期間の延長を求めました。

当機構は、関係地方公共団体による継続支援により、同社の経営基盤が抜本的に強化され、それに加えて償還期間の延長（25年間を30年間に延長）を行うことにより、同社の早期の経営自立が可能となれば、償還の確実性が担保されることとなると判断し、国と協議のうえこれを受け入れ、平成22年度において実施することいたしました。

しかし、その後リーマンショック、東日本大震災の発生による経済状況の悪化、沿線開発の遅れ等により、輸送実績が「経営改革プラン」を大きく下回ったことから、このまま同プランに基づく支援を継続したとしても、同プランで目標とした同社の早期の経営自立は困難な状況にあるとの認識から、関係地方公共団体では、平成26年度内に同社の抜本的な経営再構築をすることで検討を進めてきました。

こうしたなか、埼玉高速鉄道株式会社は、金融機関による貸付金の債権放棄やこれに対する沿線自治体による損失補償等を柱とする事業再生計画案を作成し、事業再生ADR手続きを進めてきましたが、平成27年1月29日開催の債権者会議において当該事業再生ADR手続きが成立するとともに、同日付けで国土交通大臣から償還金の支払期間に係る指定の改定がなされ、当機構は償還期間の再延長（30年間を50年間に延長）を行うこととなりました。

これらのことにより、当該線の運営維持及び同社の経営安定化が図られ、当機構への債務償還は確保されるものと考えています。

6. 鉄道建設業務等の概要について

(1) 新幹線の建設

平成27年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間、新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（長野・金沢間、金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の3線5区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館北斗間148.3kmについては、在来線（津軽海峡線）との共用区間を含む本線及び函館総合車両基地で、平成27年度末の完成を目指し、しゅん功監査・検査を行うとともに、新幹線車両を使用した実車走行試験を実施します。

北海道新幹線の新函館北斗・札幌間211.7kmについては、村山トンネル、昆布トンネル及び立岩トンネル等の工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

北陸新幹線の長野・金沢間231.1kmについては、平成27年3月14日に開業しました。平成27年度は環境対策工等を行います。

北陸新幹線の金沢・敦賀間114.4kmについては、新北陸トンネルの工事及び九頭竜川橋りょうの工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

九州新幹線武雄温泉・長崎間67.0kmについては、俵坂トンネル、久山トンネル及び新長崎トンネル等のトンネル工事並びに袴野橋りょう及び竹松高架橋等の明かり工事を行います。

整備計画路線であって、工事実施計画の認可を受けていない路線における整備新幹線高度化等事業は、工事を円滑に実施するための調査を行うほか、新幹線と在来線との直通運転を可能にする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を行います。

（単位：百万円）

線名・区間	工事延長km	平成25年度実施額	平成26年度事業費	平成27年度事業費	完成予定期又は完成年度	鉄道事業者又は軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館北斗間	148.3	94,823	52,400	50,000	平成27年度末 新青森・新函館北斗間の開業から概ね20年後 ^(注4)	北海道旅客鉄道株式会社
	211.7	5,682	12,000	20,000		
北陸新幹線 長野・金沢間	231.1	133,851	46,600	29,000	平成29年度末 (平成27年3月14日開業)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社
	114.4	5,348	14,000	22,000		
九州新幹線 武雄温泉・長崎間	67.0	19,671	31,000	39,000	長野・金沢間の開業から概ね10年後 ^(注4)	西日本旅客鉄道株式会社
着工区間計	772.5	259,375	156,000	160,000	認可の日から概ね10年後 ^(注4)	九州旅客鉄道株式会社

(注2) (3線5区間)					
建設推進高度化等事業	7,675	3,815	2,497		
合 計	267,050	159,815	162,497		

(注1) 平成25年度実施額は決算額、平成26年度事業費は年度初の事業計画額に補正予算を加えた額、平成27年度事業費は概算決定額としています。

(注2) 上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、平成27年度事業費が計上されている路線の合計としています。

(注3) 新函館北斗は、工事実施計画上は新函館（仮称）といいます。

(注4) 完成予定は平成27年1月14日の政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に前倒しを図ることとされました。

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）：平成47年度から5年前倒しし、平成42年度末の完成・開業を目指します。

北陸新幹線（金沢・敦賀間）：平成37年度から3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指します。

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）：フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成34年度から可能な限り前倒しします。

（2）大都市における鉄道建設

当機構における都市鉄道の建設には、民鉄線と都市鉄道線があり、いずれも通勤・通学混雑の緩和を主な目的として、当機構が調達する財政融資資金借入金、無利子借入金等の長期安定資金を原資として鉄道施設の新設・大改良を図るものであります。

これまでに、民鉄線は東急新玉川線など30線・210.0kmを、都市鉄道線は札沼線、常磐新線（つくばエクスプレス線）など4線・102.5kmを建設・譲渡してきました。

平成27年度は、民鉄線事業として引き続き小田急小田原線(2)を施行します。

（単位：百万円）

線名	区間	延長km	平成25年度実施額	平成26年度事業費	平成27年度事業費	完成予定	鉄道事業者又は軌道経営者
小田原線(2)	東北沢・和泉多摩川間	10.4	3,716	2,300	3,300	平成30年度	小田急電鉄株式会社

(注1) 平成25年度実施額は決算額、平成26年度事業費は年度初の事業計画額、平成27年度事業費は概算決定額としています。

(注2) 民鉄線の実施額及び事業費に管理費は含まれていません。

（3）都市鉄道利便増進事業

神奈川東部方面線は、相模鉄道本線西谷駅からJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近で、JR東海道貨物線へ乗り入れる相鉄・JR直通線と、JR東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ接続する相鉄・東急直通線を整備し、それぞれ相模鉄道線とJR線、相模鉄道線と東京急行電鉄線との相互直通運転を可能とするものです。

これらの路線によって、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、横浜駅やJR東海道線等の既設路線の混雑緩和や乗換回数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。また、二俣川・鶴ヶ峰副都心等のさらなる発展に

も資するものです。さらに、相鉄・東急直通線によって新幹線駅アクセスの向上が図られます。

平成 27 年度は、相鉄・JR 直通線では、相鉄線内改修工事、西谷駅付近工事、西谷トンネル工事、羽沢駅（仮称）工事及び横浜羽沢駅構内工事を実施します。また、JR との接続部分の用地取得を行います。相鉄・東急直通線では、用地取得を進めるとともに、鳥山川付替え工事、羽沢トンネル工事、新横浜駅（仮称）工事、新横浜トンネル工事、新綱島駅（仮称）工事及び東急東横線改築工事を実施します。

(単位：百万円)

線名	区間	延長 Km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 事業費	平成 27 年度 事業費	開業予定	鉄道事業者又は軌道経営者
神奈川東部方面線		12.7				下記参照	下記参照
[相鉄・JR] 直通線	西谷・横浜羽沢間	2.7	15,750	17,280	26,535	平成 30 年度内	相模鉄道株式会社
[相鉄・東急] 直通線	横浜羽沢・日吉間	10.0				平成 31 年度	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社

(注) 平成 25 年度実施額は決算額、平成 26 年度事業費は年度初の事業計画額、平成 27 年度事業費は概算決定額としています。

(4) 青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

青函トンネルは、整備新幹線と同様、当機構が財産を保有して JR 北海道に貸し付けている施設であり、将来にわたって同トンネルの機能保全を図る必要があります。平成 11 年度から青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として、防災設備、通信施設等の改修工事を行っており、平成 27 年度は、変電所施設及び通信施設の改修工事を行います。

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 事業費	平成 27 年度 事業費	鉄道事業者又は軌道経営者
津軽海峡線	今別町浜名・知内町湯の里間	—	2,450	1,968	1,395	北海道旅客鉄道株式会社

(注) 平成 25 年度実施額は決算額、平成 26 年度事業費は年度初の事業計画額に補正予算及び追加予算を加えた額、平成 27 年度事業費は概算決定額としています。

(5) 受託事業

受託事業は、地方公共団体や鉄道事業者等からの委託に基づき、建設工事及び調査設計業務を行うものです。

平成 27 年度は、山梨リニア実験線、つくばエクスプレス線車両基地入出庫線複線化工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行います。

<受託事業>

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 事業費	平成 27 年度 事業費	完成予定期又は完成年度	鉄道事業者又は軌道経営者
山梨リニア実験線	笛吹市・上野原市間	42.8	17,203	4,814	135	平成 28 年度	東海旅客鉄道株式会社 鉄道総合技術研究所
仙台市高速鉄道東西線	動物公園駅・扇坂トunnel間	4.3	5,253	677	—	平成 26 年度	仙台市
つくばエクスプレス線	車両基地入出庫線複線化工事	1.4	1,412	1,800	2,004	平成 28 年度	首都圏新都市鉄道株式会社

三陸鉄道	北リアス線・南リアス線復旧工事	-	4,366	430	-	平成 26 年度	三陸鉄道株式会社
えちぜん鉄道	福井駅付近連続立体化工事	2.2	452	1,279	2,101	平成 27 年度	えちぜん鉄道株式会社
調査受託等			1,209	2,961	3,678		
計			29,895	11,961	7,918		

(注) 平成 25 年度実施額は決算額、平成 26 年度事業費は平成 27 年 2 月 1 日現在の事業計画額、平成 27 年度事業費は概算決定額としています。

(6) その他

上記のほか、都心一空港・郊外直結鉄道に関する調査は、都心と国際拠点空港及び郊外を直結する新線整備の事業化を検討するため、必要な基礎資料等の作成を行います。平成27年度は、引き続き事業化に向けた検討の深度化を図るため、地質調査や埋設物調査を実施するほか、トンネルや駅等の構造物の検討などを行います。

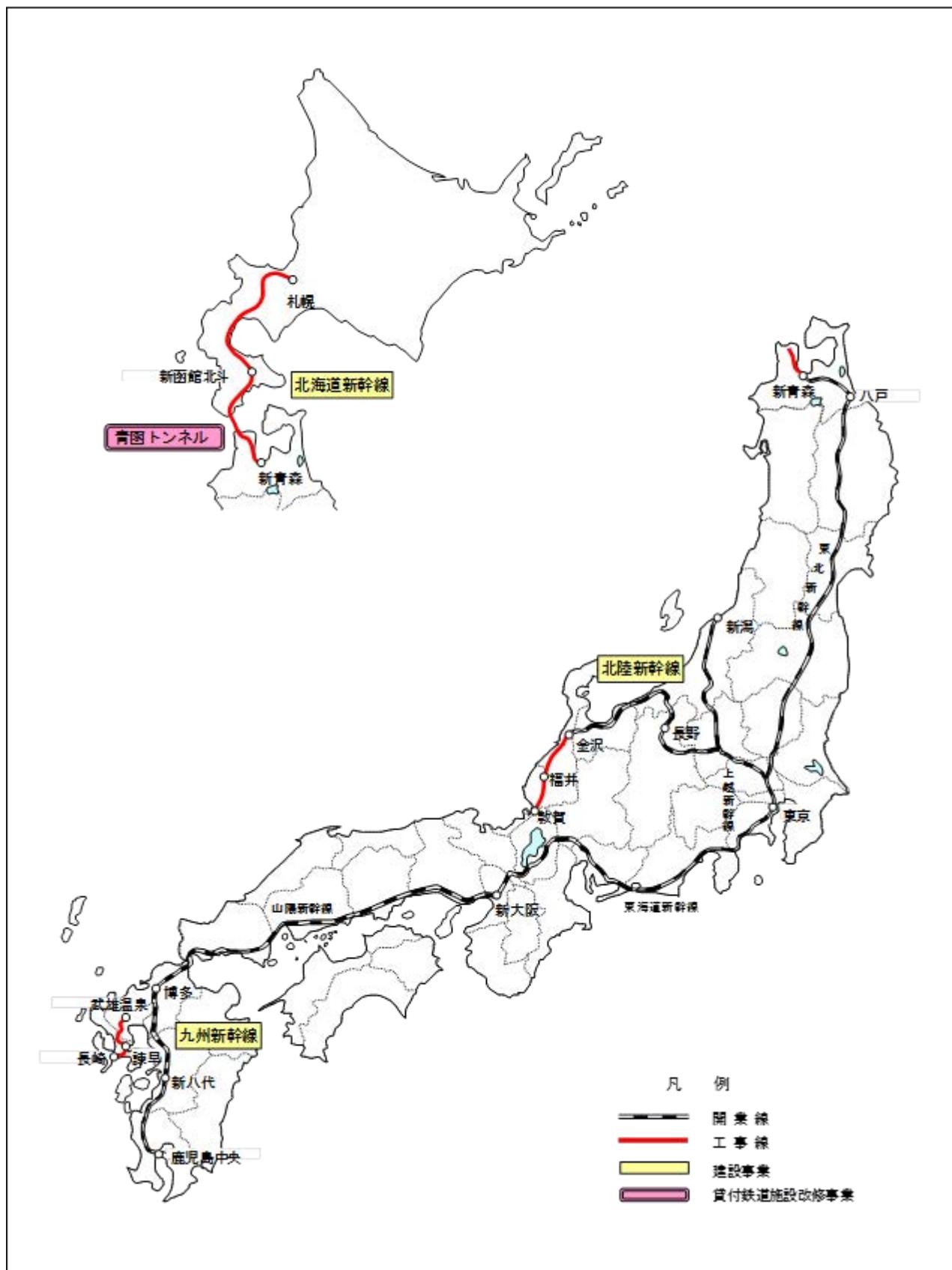
(単位：百万円)

線名	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 事業費	平成 27 年度 事業費	備考
都心一空港・郊外直結鉄道調査	50	150	国費216の内数	

(注) 平成 25 年度実施額は決算額、平成 26 年度事業費は年度初の事業計画額、平成 27 年度事業費は概算決定額としています。

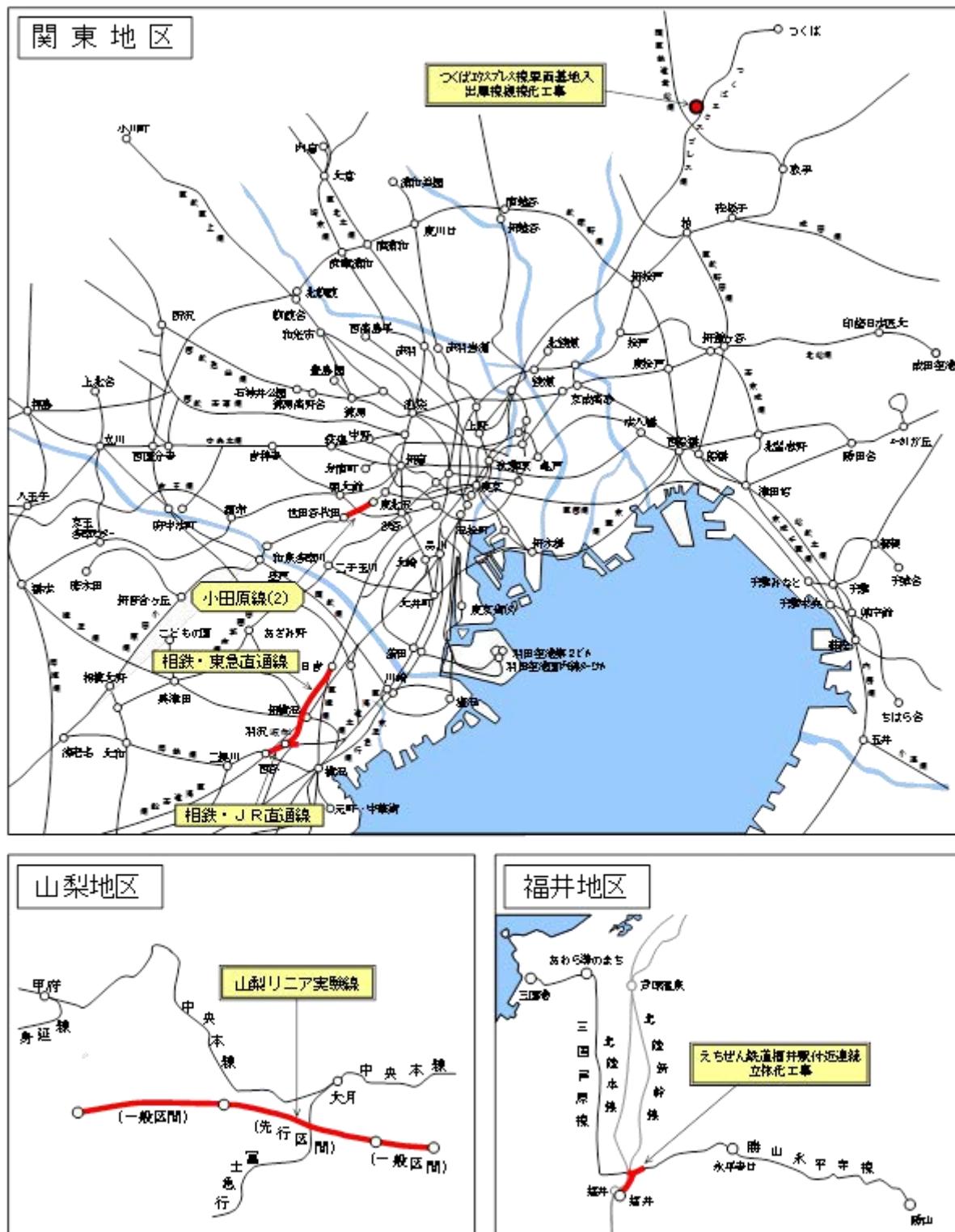
平成 27 年度 建設線等路線図

(新幹線、貸付鉄道施設改修事業)



平成27年度 建設線等路線図

(民鉄線、都市鉄道利便増進事業、受託事業)



凡　例	
—	工事線
—	民鉄線
■	都市鉄道利便増進事業
■	受託事業

9. 行政改革関連事項について

③独立行政法人と特殊法人との比較

(略)

<旧公団及び旧事業団との比較>

	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	旧日本鉄道建設公団	旧運輸施設整備事業団
(略)			
業務運営	<p>国土交通大臣が、中期目標（3～5年の間に達成すべき業務運営に関する目標）を定め、機構に指示。（通則法第29条）</p> <p>機構は中期目標を達成するための中期計画を策定。国土交通大臣の認可を受ける。年度計画については、国土交通大臣への届出。（通則法第30条、第31条）</p>	<p>毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、国土交通大臣の認可を受ける。（旧公団法第26条）</p> <p>また、中期業務計画を策定し、業務執行に当たっての指針としている。</p>	<p>毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、国土交通大臣の認可を受ける。（旧事業団法第26条）</p>
(略)			
主務大臣の関与	<p>主務大臣の一般的監督権限に係る規定は置かない。主務大臣の関与は、通則法、個別法等法令上個別に明記されたものに限定。（通則法第30条、機構法第13条他）</p>	<p>旧公団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧公団法第35条）</p> <p>このほか、旧公団法に個別の関与を規定。（旧公団法第26条他）</p>	<p>旧事業団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧事業団法第38条）</p> <p>旧事業団法に個別の関与を規定。</p>
財務会計 会計基準 外部監査 財務内容	<p>独立行政法人会計基準（企業会計原則に、独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を行ったもの）を適用。（通則法第37条）</p> <p>会計監査人による監査を義務付け。（通則法第39条）</p> <p>財務諸表は、主務大臣承認後官報、<u>日刊新聞紙又は電子公告</u>による公告。</p> <p>財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに<u>監査報告及び会計監査報告</u>を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（通則法第38条）</p>	<p>特殊法人等会計処理基準（基本的には企業会計原則に沿って会計処理の標準化を図るもの）を適用。</p> <p>外部監査は導入していない。</p> <p>財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。</p> <p>財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（旧公団法第27条）</p>	<p>特殊法人等会計処理基準（基本的には企業会計原則に沿って会計処理の標準化を図るもの）を適用。</p> <p>外部監査は導入していない。</p> <p>財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。</p> <p>財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（旧事業団法第27条）</p>
評価等	<p>国土交通大臣が、各事業年度及び中期目標の期間における法人の業務の実績を評価。（通則法第12条、第32条、第35条）</p> <p>国土交通大臣は、<u>中期目標の期間</u>する。（臨時行政調査会における答申</p>	<p>国土交通省の業績評価基準に基づき、公団において業績評価実施規程を定め、毎事業年度業績評価を実施したうえ、国土交通省へ報告</p>	<p>国土交通省の業績評価基準に基づき、事業団において定める業績評価に関する規程にて実績評価を実施、国土交通省へ報告する。（臨時行政調査会における答申</p>

<p><u>の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標期間終了までに、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。(通則法第35条)</u></p> <p><u>独立行政法人評価制度委員会は、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。(通則法第35条)</u></p>	<p>答申等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)</p>	<p>等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)</p>
--	---	---

1.1 役職員数の状況（平成27年4月1日現在）

	平成27年度
役 員 数	<u>13名</u>
職 員 数	<u>1,600名</u>

第2 事業の状況

2. 対処すべき課題

(1) 鉄道建設業務関係

(略)

当機構は、今回の事案を重く受け止めて、職員一人一人が情報の守秘等の法令遵守を徹底し、業務を適正に行うことにより、関係者の皆様からの信頼回復に努めて参りたいと考えております。

(5) 広報・情報提供機能の整備

② 業務実績等報告書の公開

通則法に基づき、国土交通大臣より指示された中期目標を達成するための中期計画及び実施するための年度計画の実施状況について、業務実績等報告書を作成し公開しています。業務実績等報告書については、各事務所に備えておき一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し情報提供の環境を整備しています。

6. 研究開発活動

(4) 特許権等

平成27年3月20日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区分	登録	出願中
特許権	<u>92(3)</u>	<u>14</u>

実用新案権	2	—
意匠権	1	—

(注) () 書きは外国での登録、出願分で再掲。

(5) 海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国等の要請に基づいて職員を専門家として海外に派遣する一方、外国人研修生を受け入れるなど、積極的に技術協力をしています。

平成26年度までに技術協力を行った国及び地域は68に及び、延べ2,068人の専門家を派遣しています。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っています。

②これまでに実施した主な技術協力

国・地域名	プロジェクト案件名
北米	
アメリカ合衆国	カリフォルニア高速鉄道計画
中南米	
メキシコ	グアナファット州鉄道開発計画
ブラジル	ブラジル鉄道近代化、ブラジル高速鉄道計画
ボリビア	ボリビア国鉄災害復旧計画
アルゼンチン	アルゼンチン国鉄中央センター
ヨーロッパ	
イギリス・フランス	英仏海峡トンネル建設計画
フランス・イタリア	アルプストンネルプロジェクト
スウェーデン	スウェーデン高速鉄道計画
アフリカ	
モロッコ	ジブラルタル海峡連絡計画
エジプト	カイロ近郊都市鉄道建設計画予備調査
コンゴ民主共和国（旧ザイール）	マタディ橋りょう建設
チュニジア	チュニジア首都圏通勤線電化調査
南アフリカ共和国	ヨハネスブルグ・ダーバン間高速鉄道調査
アジア	
中国	鉄道近代化計画、北京・上海間高速鉄道計画、大瑤山トンネル建設工事、スラブ軌道技術移転
台湾	台湾高速鉄道建設工事
韓国	ソウル地下鉄3・4号線建設工事
フィリピン	鉄道運営計画、フィリピン国鉄北線リハビリ計画予備調査
インドネシア	鉄道安全性改善政策、ジャボタベック圏総合輸送システム改良計画
マレーシア	マレーシア高速鉄道計画調査
タイ	バンコク首都圏鉄道高架化計画調査
インド	インド国鉄AT電化技術、幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査 インド南部高速鉄道構想案件形成調査、インド国高速鉄道開発プロジェクト
パキスタン	パキスタン全国総合交通計画調査
イラン	テヘラン・イスファハーン間高速鉄道新線建設計画
ベトナム	南北統一鉄道橋りょうリハビリ事業、南北高速鉄道建設計画
ミャンマー	ミャンマー鉄道改善検討
クウェート	メトロ計画

第4 法人の状況

2. 役員の状況（平成27年4月1日現在）

役職名	氏 名	任 期	略 歴
理事長	石 川 裕 己	(平成20年4月1日) 自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和46年7月運輸省入省 平成15年7月国土交通省航空局長 平成16年7月海上保安庁長官 平成19年8月鉄道・運輸機構理事長代理
副理事長	斎 藤 浩 司	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和54年4月日本国有鉄道入社 平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長 平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部長
理事長代理	最 勝 寺 潔	(平成25年7月1日) 自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成23年7月国土交通省北陸信越運輸局長 平成24年8月海上保安庁総務部参事官（警備救難部併任） 平成25年7月鉄道・運輸機構理事
理 事	川 勝 敏 弘	自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和59年4月運輸省入省 平成25年1月鉄道・運輸機構審議役 平成25年7月鉄道・運輸機構経営自立推進統括役
理 事	醍 酐 明 彦	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和53年4月東京海上火災保険㈱入社 平成20年6月東京海上日動火災保険㈱執行役員（西東京支店長委嘱） 平成22年6月東京海上日動あんしん生命保険㈱常務取締役
理 事	神 山 和 美	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和62年4月(財)日本経済研究所入社 平成25年4月(株)日本経済研究所社会インフラ本部長 平成25年6月(株)日本経済研究所執行役員社会インフラ本部長
理 事	小 川 晴 基	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成22年8月海上保安庁総務部政務課長 平成23年9月人事院人材局交流派遣専門員（官民交流・日鉄住金物流㈱）
理 事	山 中 淳 彦	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和49年4月川崎重工業㈱入社 平成21年6月(株)川崎造船取締役常務 平成22年10月川崎重工業㈱執行役員本社調達本部長
理 事	服 部 修 一	自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日	昭和53年4月日本鉄道建設公団入社 平成20年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東北新幹線建設局長 平成23年5月鉄道・運輸機構鉄道建設本部設計技術部長
理 事	松 橋 貞 雄	自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日	昭和55年4月日本鉄道建設公団入社 平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部新幹線第一課長 平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長
監 事	藤 田 親 史	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和50年4月住友商事㈱入社 平成19年8月住友商事㈱九州・沖縄ブロック長付 平成21年8月住友商事㈱フィナンシャル・リソーシズグループ長付
監 事	入 谷 誠	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和58年4月警察庁入庁 平成22年1月警察庁交通局交通企画課長 平成23年11月長崎県警察本部長

監事	木下和彦	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月21日 至 平成27年10月20日	昭和50年4月(株)三和銀行入行 平成18年6月東洋カーマックス(株)執行役員 平成23年10月東洋カーマックス(株)専務取締役
----	------	---	--

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 日本政府との関係について

②役員の任命・解任

当機構の理事長及び監事は、通則法第20条により、国土交通大臣が任命し、また通則法第23条により、国土交通大臣が解任することになります。

当機構の理事は、通則法第20条により理事長が任命し、また通則法第23条により理事長が解任することができることになりますが、理事の任命・解任の時は、遅滞なく国土交通大臣に届け出るとともに、これを公表することになります。

③業務方法書

当機構の業務の開始に当たっては、通則法第28条により、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けることになります。これを変更するときも同様です。

また、当機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表することになります。

④長期借入金及び債券

機構法第19条第1項により、当機構は国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、または、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を発行することができるとしております。

(2) 「中期目標」「中期計画」「年度計画」について

独立行政法人制度は、「中期目標」や「中期計画」による中期的な管理を行う点に制度上の特徴があります。

①中期目標

通則法第29条により、国土交通大臣は、あらかじめ委員会の意見を聴き、3年以上5年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（「中期目標」）を定め、これを当機構に指示するとともに公表することになります。これを変更したときも同様です。当機構の現行の中期目標は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間について定められています。

②中期計画

当機構は、通則法第30条により、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（「中期計画」）を作成し、国土交通大臣の認可を受けることになります。これを変更しようとするときも同様です。

(3) 業務実績評価について

当機構の業務の実績評価は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価と、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の3種類があります。

①各事業年度に係る業務の実績に関する評価（年度評価）

当機構は、通則法第32条により、毎事業年度の終了後、各事業年度における業務の実績について、国土交通大臣の評価を受けることになっており、各事業年度の終了後3月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に対し、評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができます。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

②中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績に関する評価（見込み評価）

当機構は、通則法第32条により、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度までにおける中期計画の進捗状況

及び最終年度の終了時までに見込まれる業務の実績について、国土交通大臣の評価を受けることとなっており、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度の終了後3月以内に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績の評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。
なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

③中期目標期間における業務の実績に関する評価

当機構は、通則法第32条により、中期目標期間における業務の実績について、中期目標期間終了後3月以内に、改めて中期目標期間全体の業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出し、評価を受けることとなっております。また、国土交通大臣は中期目標期間の業務の実績の評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

④中期目標の期間の終了時の検討

国土交通大臣は、通則法第35条に基づき当機構の中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績に関する評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに当機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとするとされております。国土交通大臣は、検討の結果及び講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされ、委員会は、通知された事項について必要があると認めるときは、国土交通大臣に意見を述べなければならないとされております。さらに、委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告することができるとされております。

なお、評価結果等については、当機構のホームページ

(<http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/plan-index.html>) をご参照下さい。

第5 経理の状況

2. 当機構の財務について

(2) 財務諸表の作成について

- ①当機構は、通則法第38条第1項により、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
- ③当機構は、通則法第38条第3項及び第4項により、上記の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報、日刊新聞紙又は電子公告により公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされております。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jrtt.go.jp/>)にも掲載しています。